

答 申

第1 審査会の結論

鹿児島市長（以下「実施機関」という。）が、令和5年5月8日付けで審査請求人が行った開示請求（以下「本件開示請求」という。）に対し、「令和5年度土地価格等縦覧帳簿、家屋価格縦覧帳簿 縦覧の看板に、祝日ではなく、休日に変えた理由がわかる行政文書（電磁的記録も含む）すべて」について、不存在を理由に不開示とした決定は、妥当である。

第2 請求対象文書及び決定の内容

1 請求のあった公文書（以下「本件対象公文書」という。）の内容

令和5年度土地価格等縦覧帳簿、家屋価格縦覧帳簿 縦覧の看板に、祝日ではなく、休日に変えた理由がわかる行政文書（電磁的記録も含む）すべて

2 決定の内容

本件対象公文書を作成及び取得していないことによる文書の不存在を理由とする不開示決定

第3 審査請求の趣旨及び理由

1 趣旨及び理由

国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第1条に祝日との定めがあるにもかかわらず、休日を採用しているため。

2 反論書における主張要旨

本件審査請求を認容するとの裁決が妥当と考える。

(1) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）（以下「法」という。）第1条及び第2条に「国民の祝日」とある。

(2) 鹿児島市の休日定める条例（平成元年12月19日条例第51号）第1条第1項第(2)号には、法に規定している休日とある。

(3) 法第3条第1項には、「国民の祝日」は、休日とする。とあり祝日が前提である。

(4) 令和5年5月23日には、伊敷支所において、祝日の掲示があった。

(5) 令和4年4月4日に、女性の職員に意味をお尋ねしたところ、解答は全くなかった。

法の要件に違反している、かつ、鹿児島市役所本庁と伊敷支所と異なる掲示をしている以上何らかの文書が存在するはずである。よって本件審査請求につき認容すべきものである。

第4 審査請求に対する実施機関の説明要旨

1 処分庁では、開示請求のあった文書を作成し、及び取得しておらず、存在しないため、本件処分を行った（鹿児島市情報公開条例第11条第2項に該当）。

2 審査請求の趣旨及び理由として「国民の祝日に関する法律第1条に祝日との定めがある

にもかかわらず、休日を採用しているため」とあるが、市の機関が原則として執務を行わないこととしているのは、同法第3条に規定する休日であり（鹿児島市の休日を定める条例（平成元年条例第51号）第1条第1項第2号）、縦覧の看板の「祝日」の表記を「休日」に改めたのは、これに従ったものである。

- 3 縦覧看板の表記を上記(2)のとおり変更した理由について、文書を作成しなければならない規定はなく、また、そのような文書を作成することは一般的に想定されない。

第5 審査会の判断等

1 調査審議の経過

鹿児島市情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）の調査審議の経過は、別紙のとおりである。

2 審査会の判断

(1) 本件対象公文書について

本件対象公文書は、土地価格等縦覧帳簿及び家屋価格等縦覧帳簿縦覧の縦覧期間及び場所を周知するために本市庁舎に設置された看板中の表記を「祝日」から「休日」に変更したことについて、その理由を記載した文書のことである。

(2) 土地価格等縦覧帳簿及び家屋価格等縦覧帳簿縦覧（以下「本件縦覧」という。）及び本件縦覧の周知用看板について

地方税法（昭和25年法律第226号）第416条により、土地価格等縦覧帳簿及び家屋価格等縦覧帳簿は、毎年4月1日から4月20日又は当該年度の最初の納期限の日のいずれか遅い日以後の日までの間、その指定する場所において、土地価格等縦覧帳簿及び家屋価格等縦覧帳簿又はその写しを縦覧に供すること並びに当該縦覧の場所及び期間をあらかじめ公示することが定められている。

令和5年度については、4月3日から5月31日までを縦覧期間とし、市資産税課及び各支所税務課で縦覧を実施する旨を、鹿児島市公告式条例（昭和42年条例第2号）の規定に基づき市役所掲示場に掲示する方法により、公示を行った（令和5年3月1日付け告示第187号）。当該公示においては、縦覧期間のうち、縦覧を行わない日について「土曜日、日曜日及び休日を除く。」と表記している。

休日には、「国民の祝日」の他、国民の祝日に関する法律第3条第2項に規定する、いわゆる「振替休日」等も含まれる。また、公示は以前から「休日」としており、実際の縦覧の取扱いもそのとおりであった。

審査請求人が指摘する「縦覧の看板」とは、当該公示とは別に、本件縦覧期間及び場所を周知するために庁舎内に設置している看板であり、市役所本庁舎においては、「（土曜日・日曜日・祝日を除く）」と表記していたが、令和2年度頃には上から紙を貼り、「祝日」から「休日」に変更しているものである。

(3) 本件対象公文書の存否について

鹿児島市公文書管理条例（令和3年条例第73号）第4条において、「実施機関の職員は、第1条の目的の達成に資するため、当該実施機関における経緯も含めた意思決定に係る過程並びに当該実施機関の事務及び事業の実績に合理的に跡付け、又は検証することができるよう、処理に係る事案が軽微なものである場合を除き、公文書を作成しな

なければならない。」と規定されており、事案が軽微な場合は、例外的に公文書の作成を要しない旨が規定されている。なお、同条例の施行以前も鹿児島市公文書管理規則（平成28年規則第98号。令和4年4月1日廃止）に、同様に規定されていた。

実施機関は、看板の表記の変更の理由について文書を作成しなければならない規定はなく、また、そのような文書を作成することは一般的に想定されないと説明している。上記(2)のとおり、地方税法に基づき年度ごとに縦覧期間を設定し、「（土曜日、日曜日及び休日を除く。）」として、公示を行っていた点、及び、当該看板は来庁者への周知用のものであり、修正の内容は、公示した実際の取扱いに表記を合わせるためのもので、また、職員が「休日」と書かれた紙を貼り付ける簡易な処置であった点を考慮すると、看板の表記の変更については、軽微なものと判断し、文書を作成していないとしても、実施機関の説明に特段不合理な点はみられない。

また、審査会が、本件対象公文書の有無を確認するため、令和5年8月23日に市資産税課執務室において、文書保存年限内の本件縦覧実施関係文書について実地調査を行ったが、実施機関が作成した本件対象公文書は確認されなかった。

(4) 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々の主張を行っているが、いずれも本件対象公文書が存在することを疎明するに足るとは認めがたい。

以上のことから、審査会としては、本件対象公文書は不存在であると認定せざるを得ない。

(5) 結論

よって、審査会は、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

審査会の経過

| 年 月 日 | 調 査 審 議 の 経 過 |
|-----------------------|--------------------------------|
| 令和5年6月22日 | 実施機関からの諮問を受けた。 |
| 令和5年7月14日 (第2回審査会) | 諮問の審議を行った。 |
| 令和5年8月23日 (第3回審査会) | 市資産税課に実地調査を行った。 答申案の審議を行った。 |